

坂高発第1553号  
令和2年7月9日

坂戸市基準緩和型サービスを提供（予定を含む）  
している事業所の管理者様

坂戸市長 石川 清

坂戸市基準緩和型サービス（通所型サービスA・訪問型サービスA）  
における留意点について（通知）

日頃より本市行政に対しましては、御理解御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

坂戸市基準緩和型サービスを提供しているまたは提供する予定のある事業所  
につきましては、下記の点をご留意いただくようお願い申し上げます。

記

1 留意事項

- (1) 坂戸市基準緩和型サービスを提供する場合、管理者は、基準緩和型サービス事業研修の管理者研修（以下「管理者研修」という。）の受講が必須です。
- (2) 管理者は従事者に対して、従事者研修を受講させる必要があります（国基準で実施している現行相当サービスで必要な資格を満たしている従事者については、従事者研修の受講の必要はありません）。
- (3) 研修受講終了後に発行される修了証は、管理者変更時等に写しを提出いただく必要がありますので、大切に保管してください。
- (4) 人員基準等は下記URLに要綱等が掲載されておりますのでご確認ください。

<https://www.city.sakado.lg.jp/soshiki/33/848.html>

【問合せ先】

坂戸市高齢者福祉課地域包括ケア推進係  
電話 227-6099（直通）